

2009年5月12日

外務大臣 中曽根弘文 様

## 難民申請者の生活保障のための措置を求める再申し入れ

### 【申し入れ団体】

社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本  
カトリック東京国際センター  
全国難民弁護団連絡会議  
社会福祉法人さぼうと21  
社会福祉法人 日本国際社会事業団  
社団法人 日本福音ルーテル社団  
特定非営利活動法人 難民支援協会

昨今の難民申請者の急増に伴い、申請者への唯一の生活支援金である保護費（外務省が財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ委託して支給）の予算が不足しています。その結果、今年度より新しい支給基準が設けられ、支給対象者が大幅に削られています。

すでに支援団体には保護費の支給を断られた人々から多くの問い合わせがあり、「今月分の家賃が払えず自宅を出るよう通告されている」、「このままでは食べていくことが難しい」等の切実な声が寄せられています。

故郷からの迫害を逃れて保護を求め、日本政府による難民認定の決定を待つ期間は平均20カ月と長期間に及びます。しかし、多くの難民申請者は就労を許可されず、また生活保護も得ることができないため、外務省からの保護費はまさしく命綱となっています。

支援団体といたしましては、まず目の前にいる難民申請中の生活困窮者が日々生きていけるようにするため、緊急カンパ金を募り、当面支援金を支給しますが、民間だけでは予算に限界があります。

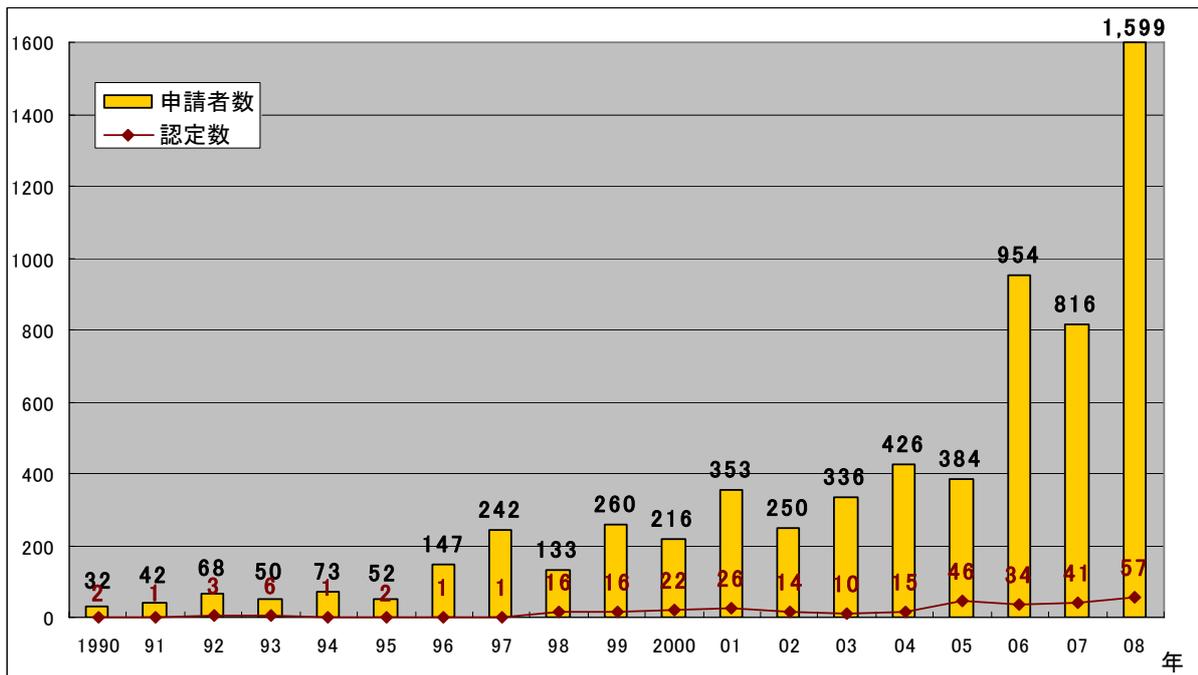
したがって、難民申請者の最低限の生活を保障するため、外務大臣に対し下記事項を申し入れ致します。

### 記

1. 保護費の予算が十分確保されるよう、新たな措置を求めます。
2. 今後の保護費の支給が現在の生活保護と同等レベルで実施されるよう、さらなる見直しを求めます。
3. 保護費予算の確保のための新たな措置が取られるまでの間、緊急カンパ金による支援金の支給を行う支援団体の事務所まで足を運べない大阪・名古屋など難民事業本部関西支部が管轄する地域に居住する難民申請中の生活困窮者については、新しい支給基準を適用せず、引き続き、保護費の対象とされるよう求めます。

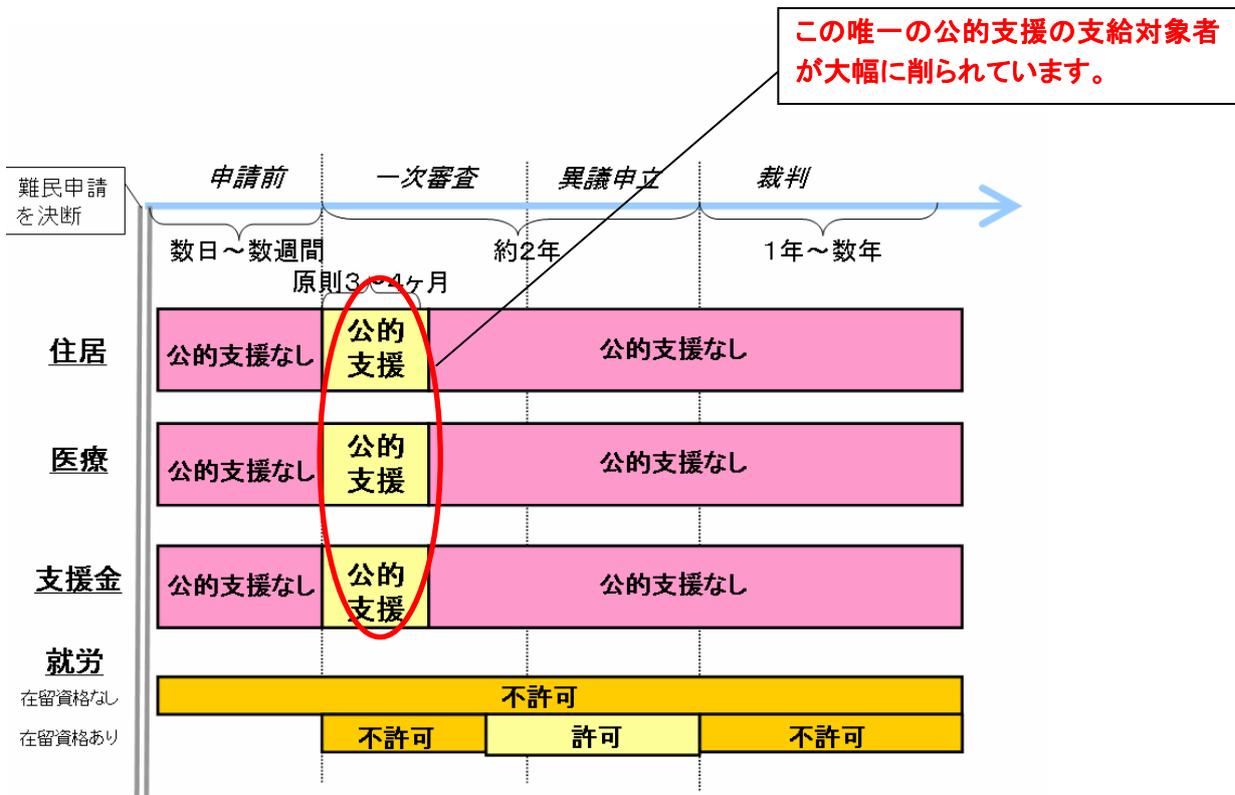
以上

【参考資料 1】 難民認定申請者数と認定数の推移



出所：法務省入国管理局

【参考資料 2】 難民申請者の得られる生活支援



## 【参考資料3】 生活保護費と難民申請者に対する保護費

### 生活保護

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	月額167,170円	月額130,680円
高齢者単身世帯(68歳)	月額80,820円	月額62,640円

※上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

※平成20年度生活扶助基準の例

出所:厚生労働省ホームページ

### 難民申請者に対する保護費

3人世帯(12歳以上二人、12歳未満一人)	<u>月額116,250円</u>
単身者	<u>月額46,500円</u>

※上記額に加えて、宿舍借料及び医療費が必要に応じ給付される。

### 難民申請者に対する保護費支給額

外務省は、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部を通じて、難民認定申請中の生活困窮者に対して生活支援金(保護費)を受給している。保護費の支給は原則4ヶ月だが、状況によっては延長も可能。

#### (1)生活費

12歳以上の大人 日額1,500円

12歳未満の子供 日額 750円

#### (2)宿舍借料

単身者 月額40,000円

二人 月額50,000円

三人 月額55,000円

四人以上 月額60,000円

#### (3)医療費

必要に応じ実費を支給